

登録商標「AROMA-ZONE」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁令和1(行ケ)10078・令和2年1月28日(3部)判決<請求認容/審決取消>

【キーワード】

要証期間，審判請求時には答弁も使用証明もせず

【主 文】

- 1 特許庁が取消2018-670040号事件について平成31年2月4日にした審決を取り消す。
- 2 被告に対し，この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告（ハイテック(HYTECK société par actions simplifiée)）は，以下の商標（以下「本件商標」という。）に係る国際登録第1217328号の商標権者である。

商標  (彩色あり)

国際登録 第1217328号

国際登録日 2013年12月18日

登録日(国内) 2015年10月2日

区分 第3類，第5類，第11類，第21類，第29類，第41類，第42類，第44類

(2) 被告（メリタ オイローパ ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング ウント コンパニー コマンディートゲゼルシャフト (Melitta Europa GmbH & Co. KG)）は，平成30年10月5日，特許庁に対し，継続して3年以上日本国内において商標権者，専用使用権者又は通常使用権者が本件商標の指定商品中，第21類「Utensils and containers for

household or kitchen use; brushes(except paintbrushes); bottles; glasses (receptacles)」について本件商標の使用をした事実が存在しないとして，商標法50条第1項に基づき商標登録の取消しを求めて審判請求（以下「本件請求」という。）をした。本件請求の登録日は平成30年10月19日である。

(3) 特許庁は，平成31年2月4日，「国際登録第1217328号商標の指定商品及び指定役務中，第21類「Utensils and containers for household or kitchen use; brushes (except paintbrushes); bottles; glasses (receptacles)」に

ついでに商標登録を取り消す。審判費用は、被請求人の負担とする。」との審決をし、その謄本は、平成31年2月7日に原告宛てに発送して送達された。原告（被請求人）のため出訴期間として90日が附加された。

(4) 原告は、令和元年6月5日、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2 審決の理由の要旨

被告（請求人）が、上記指定商品につき本件商標の登録は商標法50条の規定により取り消されるべきであると主張したのに対し、原告（被請求人）は答弁せず、商標の使用の証明などをしないから、上記指定商品につき本件商標の登録は取り消されるべきである。

【判 断】

1 証拠によれば、以下の事実を認定することができる。

(1) ランジュビオは、フランスに在住する日本人Aが運営するオンラインショップであり、日本語で運営され、日本向けに商品販売を行っている。（甲7, 38）

(2) Aは、氏名のアルファベット表記としてAを用いている。（甲40）

(3) 原告は、Aに対し、2013年（平成25年）から、本件商標を付した瓶やスパチュラ（化粧品や料理に用いる「へら」）を含むさまざまな製品を販売してきた。この販売に当たり、原告は、Aがランジュビオを運営していること及びランジュビオが上記製品を日本で消費者向けに販売していることを認識していた。（甲41）

(4) 本件要証期間中の2016年（平成28年）3月1日、原告はプラスチック製の瓶及びガラス製の容器をAに販売した。（甲12, 17, 18）

(5) 本件要証期間中の同年2月から2018年（平成30年）8月までの間のランジュビオのウェブページには、原告製品である瓶やガラス製容器が販売商品として掲載され、日本円で価格が表示されている。（甲21ないし26）

(6) 本件要証期間中の2016年3月のランジュビオのウェブページには、原告製品であるスパチュラが販売商品として掲載され、用途の一つとして「お料理に」と記載され、日本円で価格が表示されている。（甲19, 20）

(7) 原告が販売する製品の本体又は包装には、本件商標が直接表示されるか、本件商標を表示したタグ又はラベルが付されるかしている。（甲27, 38, 39の各枝番）

2 上記1の各事実を総合すると、原告は、ランジュビオに対し、日本において消費者に販売されることを認識しつつ本件商標を付して使用立証対象商品を譲渡し、ランジュビオは、本件要証期間中に、本件商標を付した状態で日本の消費者に対して本件使用対象商品を譲渡した事実を推認することができるし、少なくとも、ランジュビオが譲渡のための展示をしたことは明らかである。

かかる事実によれば、本件商標は、本件要証期間内に、商標権者である原告によって、日本国内で、使用立証対象商品に、使用されたものと評価すること

ができる。

3 被告の主張について

(1) 被告は、商標権者が商標の使用をしたというためには、商標権者が、登録商標を付した商品の譲受人が日本国内でこれを販売することを単に事実として認識していただだけでは足りず、少なくとも商標権者が、第三者と締結する販売代理店契約等に基づき第三者が商標権者を代理して日本国内で販売することを契約上認識していることが必要である旨主張する。

しかしながら、商標権者が、日本国内で販売されることを認識しつつ商標を付した商品を譲渡し、実際に、その商標が付されたまま当該商品が日本国内で販売されたのであれば、日本国内における上記商標の使用（商標を付した商品の譲渡）は、商標権者の意思に基づく「使用」といえるから、それ以上に、被告のいう「契約上」の「認識」なるものを要求する根拠はないというべきである。したがって、被告の主張は失当である。

(2) 被告は、原告による上記1の各事実の証明は不十分である旨主張するが、かかる主張を受けて原告が補充的に行った立証の内容を加味すれば、証明が十分になされたといえる。

(3) したがって、被告の上記各主張はいずれも採用することができない。

4 よって、審決には誤りがあり、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 特許庁における登録商標の不使用取消審判請求事件において、請求人は第21類の全商品については、本件商標の使用事実は存在しないとして取消を求めた審判請求をしたのに対し、審判被請求人は全く答弁せず、商標の使用証明もしていないことから、特許庁は、上記指定商品については本件商標の登録は取り消されるべきである、との審決をした。

しかしながら、被請求人（原告）は審決の取消しを求めて本件訴訟を提起したのである。

2. その結果、知財高裁においては、原告の主張を認容したのである。即ち、原告は、フランス在住の日本人Aが運営するオンラインショップ「ランジュビオ」に対し、日本における消費者に販売されることを認識しつつ本件商標を付して使用宣伝対象商品を譲渡し、「ランジュビオ」は本件要証期間中に、本件商標を付した状態で日本の消費者に対し、本件使用対象商品を譲渡した事実を推認することができるし、少なくとも「ランジュビオ」が譲渡のための展示をしたことは明らかであると認定したのである。

しかしながら、各別の裏付け証拠なしに裁判官らの「推認」によって商品譲渡の事実を認定するのは不十分というべきではないだろうか。もっと使用実績を証明する裏付け事実があつて然るべきではないだろうか。これでは、「推認」と

いう法律用語が泣くというものである。

3. 「要証期間」について、判決は、原告が具体的に主張し証明していると記述しているが、審判時には主張立証したのだろうか。判決からはその事実を把握することはできないのである。

4. なお、本件登録商標の指定商品や役務の分野はきわめて広範囲であるが、その全部について、わが国において使用されているかどうかは疑わしいものも多いと思うから、今後も同様の事件は続くのではなかろうか。

[牛木 理一]

[本件登録商標]

(190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】平成27年10月13日 (2015. 10. 13)

【公報種別】国際商標公報

(111) 【国際登録番号】1217328

(151) 【登録日】平成27年10月2日 (2015. 10. 2)

(220) 【国際登録日】平成25年12月18日 (2013. 12. 18)

(540) 【登録商標】

AROMA ZONE
EXPERT NATUREL EN SOINS & BEAUTÉ

(500) 【商品及び役務の区分の数】8

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

Class 3

Bleaching preparations and other substances for laundry use; soaps; perfumes, essential oils, cosmetics, hair lotions; dentifrices; depilatories; make-up removing products; lipstick; beauty masks; shaving products; pebbles scented with essential oils;

preparations of shower gels, massage gels and soaps including essential oils and vegetable oils in their formulation; vegetable oils and essential oils for cosmetic purposes; essential oils.

Class 5

Pharmaceutical and veterinary products; sanitary products for medical purposes; dietetic food and substances for medical or veterinary use; food for babies; food supplements for humans and animals; materials for dressings; disinfectants; medicated baths; medicinal herbs; plasters; material for dental fillings and dental impressions; products for destroying vermin; fungicides, herbicides; chemical preparations for medical or pharmaceutical use; herbal teas for medical purposes; parasiticides; natural substances for medical purposes.

Class 11

Electric diffusers for essential oils.

Class 21

Utensils and containers for household or kitchen use; combs and sponges; brushes (except paintbrushes); hand-operated cleaning instruments; bottles; toilet utensils or cases; glasses (receptacles); non-electric diffusers for essential oils.

Class 29

Vegetable oils.

Class 41

Training in home-made cosmetics, via online training, downloadable recipes and videos, cosmetics training workshops and animated training; instruction in the use of essential oils and vegetable oils.

Class 42

Evaluations and assessments in the fields of science and technology provided by engi

neers; research and development of new products for others; programming for computers; consultancy in the field of computer hardware and software; styling (industrial design); technical project studies; software development (design); creation and maintenance of web sites for others; conversion of computer programs and data (other than physical conversion); conversion of documents from a physical medium to an electronic medium; hosting of web sites; vehicle roadworthiness testing; design of interior decor; packaging design services; research in the field of cosmetic and aromatherapy formulations for the others; chemical and bacteriological research and analysis; design and development of software for cosmetic and aromatherapy formulations; hosting websites for others for the sale of essential oils, vegetable oils, cosmetics, absolutes and all related products and derivatives.

Class 44

Gardening; tree surgery; weed killing; vermin exterminating for agriculture, horticulture and forestry; medical services; veterinary services; medical and beauty treatments for human beings and animals; hospital services; nursing homes; plastic surgery; beauty salons; hairdressing salons; pet grooming; medical aromatherapy services and aromatherapy advice, advice in the use of home-made cosmetics, via online training, downloadable recipes and videos, cosmetic training workshops and animated training.

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務の訳（参考）】

第3類

洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤, せっけん, 香水, 精油, 化粧品, ヘアローション

ン、歯磨き、脱毛剤、化粧落とし剤、口紅、美顔用パック、ひげそり用せっけん及びひげそり用剤、精油を染み込ませた玉砂利、シャワージェル用剤、マッサージ用ジェル及びせっけん（それらの製剤における精油及び植物性油脂を含む。）、美容用植物性油脂及び精油、精油

第5類

薬剤（医薬用のもの）及び獣医科用剤、医療用の衛生用品、医療用又は獣医科用の食餌療法用食品及び物質、乳児用食品、人用栄養補助食品・動物用のサプリメント（薬剤に属するものを除く。）、包帯、消毒剤、薬用入浴剤、薬草、膏薬、歯科用充てん材料及び歯科用印象材、有害動物駆除剤、殺菌剤、除草剤、医療用化学薬剤及び医薬用化学剤、医療用薬草茶、駆虫剤、医療用天然物質

第11類

精油用電気式噴霧器

第21類

家庭用又は台所用の器具及び容器、くし及びスポンジ、ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）、手動清掃用具、瓶、化粧用具又は化粧品入れ、ガラス製容器、精油用香炉（電気式のものを除く）

第29類

植物油

第41類

手作り化粧品に関する知識の教授（オンラインによる訓練・ダウンロード可能なレシピ及びビデオ・化粧品訓練用研修会及びアニメによる訓練経路によるもの）、精油及び植物油の使用に関する教授

第42類

技術者により提供される科学及び技術の分野での査定及び評価、受託による新製品の研究開発、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、コンピュータの設計に関する助言及びコンピュータソフトウェアの設計・作成又は保守に関する助言、工業デザインにおける装飾の考案、技術的課題の研究、コンピュータソフトウェアの開発（設計）、第三者のためのウェブサイトの制作及び保守、コンピュータプログラム及びデータの変換（物理的変換を除く。）、文書の物理的媒体から電子媒体への変換、ウェブサイトのホスティング、乗物の道路走行適正試験、室内装飾のデザインの考案、包装デザインの考案、化粧品及びアロマセラピーの調合に関する研究（他人のためのこと）、化学及び細菌学に関する研究及び分析、化粧品用及びアロマセラピーの調合用のソフトウェアの設計及び開発、精油・植物性油脂・化粧品・アブソリュート及び全ての関連した製品及び派生品の販売のためのウェブサイトのホスティング（他人のためのこと）

第44類

庭の手入れ、樹木への施術、雑草の除去、有害動物の駆除（農業・造園・林業に関するもの）、医業、動物の治療、人及び動物のための医業及び美容、医業、療養施設または看護施設における治療・介護・栄養の指導、形成外科医業、美容、理容・美容、

愛玩動物の美容、医療用アロマセラピーの提供及びアロマセラピーに関する助言、ホームメイド化粧品の使用についての助言（オンライントレーニング・ダウンロード可能なレシピ及びビデオ・化粧品に関する訓練研修会及び動画による訓練を通じたもの）

(822) 【基礎登録】

【登録番号】 12 3 935 287

【登録日】 平成25年8月30日 (2013. 8. 30)

【国・地域又は機関】 FR (フランス)

(732) 【商標権者】

【氏名又は名称】 HYTECK

【住所又は居所】 42 avenue Julien F-63000 CLERMONT-FERRAND (France)

【審査官】 阿曾 裕樹

(561) 【称呼 (参考情報)】 アロマゾーン、ゾーン、エキスパートナチュラルエンソワンアンドボーテ、エキスパートナチュラルエンソワンボーテ、エキスパートナチュラル、ナチュラル、エンソワンアンドボーテ、エンソワンボーテ、エンソワン、ソワン、ボーテ、ビューテ、ビュート

【検索用文字商標 (参考情報)】 AROMAZONE、EXPERTNATUREL ENSOINS&BEAUTE

【類似群コード (参考情報)】

第3類 01A01、01A02、04A01、04B01、04C01、04D01

第5類 01B01、01B02、01C01、01C03、32F15、32F16、32F17、33B01

第11類 09E11、11A06

第21類 11A07、13B04、17A08、18C02、18C09、18C10、18C13、19A01、19A03、19A04、19A05、19A06、19B33、19B37、20F01、21F01、22A02

第29類 31C01

第41類 41A01

第42類 42N03、42P01、42P02、42Q01、42Q02、42Q03、42Q99、42X11

第44類 42C01、42L01、42M01、42M02、42V01、42V02、42V03、42V04、42W02

(531) 【ウィーン分類 (参考情報)】 5. 3. 11 ; 5. 3. 13 ; 5. 3. 15 ; 26. 4. 4 ; 26. 4. 4. 1 ; 26. 4. 5 ; 26. 4. 6 ; 26. 7. 25 ; 26. 11. 1 ; 26. 11. 12 ; 29. 1.